

平成 30 年度

事 業 報 告 書

(公財) 河川財団

1. 平成 30 年度事業概要

河川財団は公益財団法人として5年目を迎えた。財団活動の基盤を充実させ、公益目的事業などの実施を通じ、更なる社会貢献を進めていくことが財団の責務である。このため、今後5年間の財団の運営の方針を定めた中期戦略(Ⅱ)「中期ビジョン 2016」を策定し、この計画に基づき、財団の運営を行った。

平成30年度は、「中期ビジョン 2016」の3年目であり、今後の財団活動を支える基盤づくりや、政策提言型シンクタンクへ質的な転換を図るための技術力・研究推進力の向上に向けて取り組んでいくことに加え、河川財団の設立目的である、「河川に関する調査・研究及び環境整備並びに河川への理解を深めるための活動に対する助成並びにその実施を行うことにより、国土の利用、整備又は保全及び国民の心身の健全な発達を促進し、公共の福祉を増進する」ことを推進するため、諸事業を展開した。

助成事業においては、平成28年度に改革した河川基金助成事業のフレームの再構築(従来の活動内容・テーマ別の部門から、助成対象者別の研究者・研究機関部門、川づくり団体部門、学校部門の3つの部門に再編)、川づくりへの貢献・活用を重視した評価基準の設定等に基づいた助成案件の選定と助成を実施した。

また、助成事業の成果の普及や情報共有を図るため、各部門ごとの成果発表会・研究会を開催するとともに、WEBサイトや河川基金だよりなどのメディアを活用した情報発信・共有を行った。

調査・研究事業においては、戦略的な維持管理や堤防植生、河道管理などの河川管理に関わる課題を積極的に取り上げ、財団内の調査研究体制を強化するとともに、必要に応じ学識者等とも連携を図り、施策や現場実務、技術基準案等に反映できる具体的な成果となるよう、一層の調査研究の品質向上を図った。

また、これら成果については、セミナーや講習会、研究会の開催、報告書の発刊や現場実務における試行等を通じて、施策や現場実務に還元できるよう取り組みを拡充した。

河川教育事業においては、川での環境学習や体験活動が河川環境や水防災等にきちんと向き合える人間を形成する基礎となることから、「川に学ぶ体験活動協議会」等のNPOや市民団体、企業のメセナ活動とも連携を図りながら、体験活動を指導する人材の養成・育成や子どもたちの安全な河川体験の機会を創出した。

また、子どもたちの教育が学校を中心に行われていることから、学校教育との連携をさらに強化し、河川教育の普及支援や河川教育の質をより高めるための取り組みを推進した。

河川健康公園においては、適切な維持管理を行うことにより河川環境の保全と創出を支援するほか、利用の促進を図り、沿川の地域住民の健康増進や自然と触れ合う機会の増大に資する取り組みを推進した。

また、このような当財団が実施する公益事業を今後とも安定的に実施していくための裏付けとなる河川基金等の財産を適切に管理するとともに、一層の資金確保を目的として、一般市民や企業などが寄附をしやすい環境づくりのための取り組みを積極的に推進した。

2. 河川に関する活動に対する助成とその成果の普及

【公益目的事業1】

河川整備の効果を高め、事業の効果的推進を支援し、国民の生活向上に寄与することを目的として造成された河川基金の運用益により、河川の整備及び保全並びに利用の促進に関わる分野における調査・研究（研究者・研究機関部門）、川づくりの実践あるいはそれを支援する市民団体等の活動（川づくり団体部門）、小・中・高等学校等が実施する河川教育に関する調査研究や、河川を題材とした教育活動（学校部門）に対し、助成を行うと共に、その成果の普及を行った。

公益社団法人ゴルフ緑化促進会からゴルファーの河川美化・緑化協力金の交付を受け、河川環境の美化・緑化に資する植樹等の事業に対し、助成を行った。

2.1 河川基金事業

1) 研究者・研究機関を対象とした助成

川づくりや河川管理への貢献が期待できる調査・研究を行う研究者・研究機関を対象に計 83 件の助成を行った。

そのうち、法学、経済学、社会学等を含む文科系（社会科学、人文科学）及び文理融合の調査・研究、学校教育の現場での河川教育についての調査・研究などにも計 9 件の助成を行い、理科系（工学、自然科学）のみならず幅広い学問領域に関して、助成を行った。

① 調査・研究助成

流出・流水・流砂のメカニズムの解明等の工学的な研究、治水対策に関する研究、水資源の確保に関する研究、河川環境の整備と保全に関する研究、地域との連携に関する研究、河川に関する歴史・文化・伝統等に関する研究など、川づくりや河川管理に貢献する様々な調査・研究に、計 75 件の助成を行った。

なお、35 歳以下の若手研究者や、中学生や高校生をジュニア研究者とするクラブ活動での調査・研究には、助成区分を設けて優先的に助成を行った。（若手研究者 11 件、ジュニア研究者 5 件）

② 調査・研究成果の普及助成

研究者や研究機関による、一般の方々に向けて開催する公開プログラムや高大連携事業、出前授業等、次世代の育成にもつながる、研究の場から外へ出て行って行う「アウトリーチ活動」に対して計 6 件の助成を行った

また、基金助成により得られた調査・研究の成果を広く一般に公開するために刊行する学術図書の出版に対して 1 件の助成を行った。

③ 緊急災害調査

平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨災害について、土木学会の調査団に対して助成を行った。土木学会の調査団では、各河川の被害状況調査を行うとともに河川災害の発生機構の調査を総合的に行った。

2) 川づくり団体を対象とした助成

河川やその流域において、川や流域への理解を深めることにより、川や流域をより健全な姿に変える、あるいは戻すための活動（川づくり）を実施・支援する市民団体等（川づくり団体）を対象に、計 114 件の活動への助成を行った。

① 川づくり団体活動助成（流域規模、全国規模）

河川や流域への理解を深める活動、河川教育を支援する活動、人材育成や指導者育成に焦点をあてた活動、流域間・流域内交流のネットワークを構築する活動などについて、流域規模（72 件）および全国的な規模（26 件）で行う川づくり団体に助成を行った。

② 新設川づくり団体自立支援助成

設立されて 5 年以内の川づくり団体（16 件）に対し、その活動を軌道にのせるために必要な経費について最大 5 年間の助成を行った。

3) 学校を対象とした助成

幼稚園・保育所、小・中・高等学校等を対象に、河川教育計画の策定・実践や河川教育についての調査・研究に対して計 42 件の助成を行った。

そのうち、幼稚園・保育所等には 3 件、小・中・高等学校等には 39 件の助成を行った。

4) 助成成果の普及

河川基金助成事業の成果について、それらの情報共有や普及を図るため、以下の事業を行った。

① 報告会の開催

研究者・研究機関部門での調査・研究については、助成の成果をより一層社会に普及還元するため、助成を受けた全ての研究者が発表を行う「河川基金助成事業成果発表会」を平成 30 年 8 月 3 日に開催した。

学校における河川教育の分野及び川づくり団体の活動については「河川教育研究交流会」及び「川づくり団体全国事例発表会」をそれぞれ、平成 31 年 1 月 26 日、1 月 27 日に連続して開催し、優秀かつ他の団体・学校等の参考となる助成成果の口頭発表・パネルディスカッション・ポスターセッションなどを行ない、助成事業の成果の情報共有を図った。

② 優秀成果の顕彰

河川に対する理解を深め、助成事業の一層の充実を図るために、助成事業で実施された研究及び活動の中から、優秀成果を選定し、成果発表会等の表彰を行った。(研究者・研究機関部門 11 件、川づくり団体部門 9 件、学校部門 15 件)

また、助成事業による研究成果をさらに発展させ、学術の進歩・発展又は技術開発の分野で、卓越した功績を挙げた研究者に対し「河川財団賞」の表彰を 1 件、及び今後の活躍が期待される若手研究者に対し「河川財団奨励賞」の表彰を 1 件行った。

③ 河川基金だよりの刊行

河川基金だよりを年 2 回(平成 30 年 4 月、10 月)に刊行し、川づくりや河川管理に関わる官公庁、有識者、研究者、大学等研究機関、川づくり団体、川や水の問題に関心を持つ企業等に幅広く配布した。助成事業者などの今後の活動の参考となるような Good Practice 事例や取組みを抽出してインタビュー形式で掲載することにより、情報提供・共有機能の強化を図った。

④ WEB サイトを活用した情報提供・共有

提出された助成成果報告書を電子化し、検索抽出可能なデータベースを運用し、当財団ウェブサイトを通じ広く公開した。また河川基金に係るホームページにおいて、助成事業者による Good Practice 事例の紹介やイベント等の開催情報・報告を始めとする様々な情報を分かりやすく提供・共有した。

2.2 河川美化・緑化助成事業

公益社団法人ゴルフ緑化促進会 (Greenery by Golfers Group<略称 GGG>) と連携して、地方公共団体や市民団体等が実施する河川やその周辺における植樹等に対して、計 8 件の助成を行った。

3. 河川に関する調査・研究とその成果の普及 【公益目的事業2】

平成29年度には、九州北部豪雨が発生し、河川の氾濫や土砂災害などの被害が生じ、豪雨災害への懸念が高まっている。

一方、平成25年12月に河川法が改正され、河川においても河川管理施設の維持修繕が義務づけられ、河川においてもその特性に即した効果的・効率的な維持管理・更新が求められている。

このような厳しい社会情勢の中、良好な河川管理を実施し、防災力を高め、あわせて河川を自然環境に親しみ健康増進を図るための貴重な場所として活用していくためには、河川利用・河川管理の知恵（技術）をより高めることが必要であり、以下の内容について研究調査を行うとともに、研究成果の普及を行った。

なお、調査・研究における中心的な課題である河川の維持管理については、河川管理の実務における知識や経験と研究機関や大学等の学術的研究及び民間の新技术を融合した調査研究を行う。このため、河川総合研究所を中心に河川財団独自の技術の集約化を図り、独自性のある技術を開発していく。

3.1 災害を防止するための調査・研究

1) 河川の維持管理に関する調査研究

河道管理システム（河道の監視、各種河道特性情報の記録・保存、河道の安全性・健全性の評価、計画・維持管理への活用の一連のサイクル）を組み込んだ河川維持管理計画の策定とその運用に必要な様々な仕組みに関する調査研究に併せて、河川維持管理計画書に定める維持管理項目の優先度に応じた効果的・効率的な河川管理が実施できる「河道の点検結果評価要領」の作成に向けて調査研究を行った。

また、戦略的な維持管理研究については、河川の維持管理に資する調査研究をリスク管理の観点から進めるとともに、新たな計測技術の活用に関する基礎的検討等を継続して行っている。なお、平成30年6月に開催された土木学会河川シンポジウムでは、昨年度に引き続き、1編「堤防管理の高度化に向けた堤防地表面の点群データの活用に関する検討」を投稿している。

2) 安全性・健全性の確保を図るための総合的な河道管理に関する調査研究

土砂堆積・樹木による河積阻害による流下能力の低下や河床低下・局所洗掘など河川の物理的变化による河道への影響、河道内の樹林化による河川敷管理への影響等に対して、河川の安全性・健全性の確保を図るためのより効果的・効率的な対処技術や維持管理手法などが求められている。

河道管理に関わる実施要領として、河川総合研究所資料33号「河道の維持管理要領 試案」を作成し、ホームページにて公開した。

3) 河川管理施設の点検等に関する調査研究

洪水、地震などによる堤防・河川構造物などの被災時における点検・把握手法及び、点検・評価結果に基づく対処方針・技術や、新たな堤防等計測技術の活用等に関する調査研究を行った。

また、堤防植生管理に関する技術体系の下、堤防の植生を踏まえた堤防植生管理のあり方や植物成長調整剤を用いた植生管理手法等による効率的・効果的な堤防植生管理技術に関する調査研究を行った。これら平成30年6月に開催された土木学会河川シンポジウムでは、昨年度に引き続き、3編「渡良瀬川における植物成長調整剤を用いた堤防植生管理手法の検討」、「新規堤防等における植物成長調整剤を用いた養生方法の提案」「堤防管理の高度化に向けた堤防地表面の点群データの活用に関する検討」を投稿している。

3.2 健全な河川生態系の保全・再生に関する調査・研究

1) 自然環境に配慮した河川環境の維持管理および復元に関する調査研究

河川空間管理のあり方に関する調査研究の一環として、人と河川が共存する社会となるよう、地域との協働による多様性に富んだ堤防植生の再生・管理に関する調査研究を行った。

これら平成30年6月に開催された土木学会河川シンポジウムでは、昨年度に引き続き、1編「河川維持管理における堤防刈草の有効活用に関する一考察」を投稿している。

2) 生態環境調査解析

国等河川管理者が管理する河川において、より良い環境の保全・再生を目指し、学識者の指導を仰ぎ生態環境の調査解析業務を行った。

3.3 健全な水循環系の保全・再生に関する調査研究

1) 健全な水循環と生態系の保全・再生に関する研究

湖沼環境に関する研究が長年行われているが、湖沼環境を決定するメカニズムに未解明な事象があるとともに、湖内および流域対策による湖沼環境改善策が想定された効果を上げられていない。

このため、水質保全対策の総合的な評価、流域への湖沼環境改善対策の意識啓発など、多岐にわたる視点から水循環・物質収支などについて調査研究を行った。

2) 水環境改善方策および普及・啓発方策に関する調査研究

第17回世界湖沼会議が開催され、生態系サービスを将来にわたって持続的に享受するため、どのようなことに取り組むべきなのかについて、住民、農林漁業者、事業者、研究者、行政等湖沼に関わりを持つ全ての人々が情報の共有、意見交換を行った。

また、世界湖沼会議の支援として、情報発信及びサテライト会場や本会議のプログラム等について検討を行った。

3.4 河川管理施設の成り立ちに関する調査研究

治水対策は長い歴史的な経緯の中で形成されており、全国の河川でそれぞれの特徴を有する。これらの河川における河川管理施設の成り立ちについて研究することは、今後の治水対策にとって貴重な情報である。このため、これらの歴史的資料を取りまとめるとともに、これらを公開した。

3.5 研究成果の普及

財団の調査・研究成果を適切に社会へ還元するため、研究発表会の開催や研究報告書の刊行等によって研究成果を公表し普及を図った。

1) 研究発表会の開催

「河川財団研究発表会」を東京の外、地方事務所所在都市（名古屋市、大阪市）で開催し、主要研究成果を発表した。

2) 研究所報告等の刊行

調査研究成果を取りまとめ、「河川総合研究所報告」（主要研究成果論文集）、「河川総合研究所資料」（自主研究等の技術的蓄積）を刊行し、あわせて当財団ウェブサイトで公表した。

3) 学会等での発表

土木学会水工学委員会河川部会による河川技術論文集に論文・報告が4件掲載され、民間会社等の研修講師、植生関連の雑誌への投稿（2編）を行った。

4) 河川塾の開催

初等科修了者及び河道管理、河川管理（維持）、河川環境などに業務として携わっている河川技術者等を対象者として、河川塾（高等科）を開催し、河川技術の向上に資する研究成果のとりまとめ、第33号河川総合研究所資料「河道の維持管理要領 試案」を発行した。

5) 研究会等の開催

当財団の調査研究成果を施策や現場実務に還元するため、河川に関する政策担当者や実務担当者を交えた研究会（河川研究セミナー等）を開催した。

6) 技術指導

財団職員を研修会の講師等として派遣し、当財団の調査研究で得られた技術的ノウハウの普及を行った。

4. 河川教育の推進及び河川への理解を深めるための活動

【公益目的事業3】

「川に学ぶ」社会を実現するために、河川教育（川や水を素材やフィールドとして防災、環境、歴史文化等について人々が学ぶ活動）を支援するとともに、子どもたちや市民に対し、河川に関連した広範な知識・情報や、川での体験活動を伴った「川に学ぶ」機会を提供するための支援を教育関係者や市民団体等と連携して進めた。

また、人々が河川への理解を深めるためには、より多くの人々を対象とし、かつ活動の継続性が確保できる学校教育の中に河川教育を取り上げやすくなるような環境づくりや学校関係者等への支援を充実させる必要がある。

そこで主に河川基金事業の推進事業を活用して、河川教育にかかる先導的な調査研究や、河川教育推進あるいは川づくり団体支援のためのネットワーク・プラットフォーム機能の充実に取り組んだ。

4.1 河川教育にかかる先導的な調査研究

平成28年度に立ち上げた全国河川教育大学間ネットワークを活用して、各拠点大学（全国に計11地点）を中心とした地域の学校関係者や市民団体等とのネットワークを構築し、全国各地において、学校教育の中で河川教育を取り上げる取り組みを推進した。

また、学習指導要領の改訂も踏まえ、河川教育の裾野を広げるための普及支援スキームの検討や、河川教育の質を高めるため学校教育現場で活用できるカリキュラムや教材などの研究開発に取り組んだ。

4.2 河川教育推進や川づくり団体支援のためのネットワーク・プラットフォーム機能の充実

全国河川教育大学間ネットワーク、全国川づくり団体事例発表会や河川教育研究交流会などを活用し、市民団体や学校関係者等の情報提供・共有、人的ネットワークづくりの一層の促進を図るとともに、下記の取組みを推進した。

1) 体験活動の支援

①川に学ぶ体験活動指導者

川での体験活動を楽しく安全に実施するためには、川に内在する危険性を正しく理解し、伝えられるスキルを身に着けた指導者が必要であり、「NPO 法人川に学ぶ体験活動協議会（RAC）」と連携し、「川に学ぶ体験活動指導者」を養成した。

②水難事故防止

川での体験活動は、安全確保が最優先事項であり、安全な水辺の体験活動を支援する一環とし

て水難事故に関する調査研究を実施する。また、それらの調査研究で得られた知見や情報を「全国の水難事故マップ」などにとりまとめて発信した。

③体験活動センターわたらせ

子どもの水辺サポートセンターのサテライト機能を有する渡良瀬遊水地体験活動拠点施設(体験活動センターわたらせ)において、水辺で体験活動を行う学校や団体に対し、安全な体験活動の実施を支援した。

2) 河川教育に関する学習教材等の作成・普及

河川教育に関わる調査研究の成果等を基に、川での体験活動や河川の環境、防災などを学ぶために参考となる学習教材等の作成・普及を行った。

3) プロジェクト WET の普及・展開

子どもたちに川や水についてより理解を深めてもらうため、「アクティブ・ラーニング」の視点を持つ体験学習型の国際水教育プログラムであるプロジェクト WET (Water Education for Teachers) の指導者を養成(上級・普及指導者であるファシリテーター: 9名、一般指導者であるエデュケーター: 368名)し、積極的な普及・展開に取り組んだ。

4.3 地域連携支援

国等河川管理者が管理する河川において、地域連携を支援・強化する業務を行った。

5. 河川健康公園の運営

【公益目的事業4】

都市部における貴重なオープンスペースであり、数少ない自然環境が残された空間である河川敷を活用し、当財団が環境整備した以下の河川健康公園において次の事業を行い、水辺環境の向上を図るとともに沿川の地域住民等への河川利用の促進や健康増進を図った。

- ・多摩川河川健康公園（多摩川水系）
- ・荒川・扇河川健康公園（荒川水系）
- ・庄内川・幸心河川健康公園（庄内川水系）

5.1 住民の健康増進

1) レクリエーション施設の運営

河川健康公園において無料開放している自由広場や野球場、ソフトボール場では、来園者に安全で安心して活動できる環境を提供するほか、有料のゴルフコース・練習場、テニスコート、パークゴルフコースでは、適正な料金設定で利用しやすくし、利用する地域住民の健康増進に貢献するとともに、高齢者・年少者層等に対して割引を実施し、これらの年代層の更なる利用促進が図れるよう配慮した。

なお、日常の管理として始業前、終業後の点検・巡視はもとより、河川健康公園内の植生管理、ゴミなどの清掃を適切に実施し、利用者が安全快適に利用できるように努めた。

2) 子どもたちへのスポーツの普及

ゴルフコース・練習場、テニスコートを開放し、専門の指導者による子どもたちを対象としたスポーツ教室を開催し、次代を担う子どもたちの健全育成を図った。また、子どもたちと高齢者とのふれあい交流の場ともなる合同スポーツ教室を開催し、子どもたちが高齢者からそのスポーツのみならず普段の生活でのマナーやエチケットを学び、高齢者が生き生き活動できる機会の提供を行うと共に、小学校・高校・大学のクラブ活動を支援するため、ゴルフ場やゴルフ練習場を無料開放するなどスポーツの普及を図った。

5.2 河川敷地の適正な管理

1) 河川敷地維持管理

河川管理者と協議を行い、河川管理者に代わって河川健康公園に隣接する河川堤防について丁寧な除草や清掃を実施し、河川管理者が堤防点検を実施しやすくなるよう協力するとともに、来園者にとって散策しやすい環境をつくった。

また、河川協力団体としての活動の充実に努める。あわせて河川健康公園内においても適切な植生管理等の維持管理を行い、河川環境の保全に協力するとともに、気持ち良く来園していただけるよう河川利用の促進に努めた。

2) 河川環境の保全と創出

自然観察などの学習の場としても活用できるよう多摩川に整備したリバーバイオコリドー（河川生態について配慮したゾーン）を維持管理し、河川利用者に開放した。

また、幅広い年齢層が楽しんで河川利用できるよう整備した庄内川幸心河川健康公園のパークゴルフ施設内においてヨシ等の在来植物による環境緑地の維持管理を行った。

5.3 洪水時等の防災対策

1) 施設撤去訓練等の実施

河川健康公園において、高水敷上の施設撤去の重要性や撤去に適した施設への改良・作業の段取り・手順等を他の占有者に普及・啓発する公開の施設点検・撤去訓練を実施した。また、洪水時の流下に対し支障となる健康公園内の防球ネットやバックネット等の転倒確認を行った。

5.4 地域社会への貢献

1) 近隣の小学校・幼稚園・保育園の野外活動への協力

近隣の小学校の児童や幼稚園・保育園の幼児の野外活動に協力し、子どもたちが自然と触れ合う機会を多く持てるよう支援を行った。

2) 多摩川・庄内川振興への協力

地元川崎市、名古屋市などの施策に協力し、多摩川・庄内川利用推進に寄与する事業を行った。

3) 多摩川交流センターの運営

一般利用者・河川利用者の交流の促進、河川管理者や地元自治体などの情報発信や災害時の避難場所・活動拠点として整備した多摩川交流センターが快適な利用が出来るよう、シャワー・トイレをはじめ休憩施設、利便施設の維持管理を適切に行った。また、河川利用に関する看板やポスターの掲示及び多摩川改修 100 年講演会など交流センターを活用したイベントを実施することにより河川健康公園を訪れる皆様に対するサービス向上や利用メニューの充実を図った。

6. 河川管理に関する支援事業【収益事業】

国等の河川管理者が行う河川の維持管理に関する事業を行った。

6.1 施設等維持管理

国等の河川管理者が設置する河川管理施設の維持管理を支援する業務を行った。

○事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書を作成しない。